

平成 29 年度周南市奨学生の 募集について

周南市では、向学心に燃え、人物、学業優秀でありながら家庭の経済的理由により修学が困難な方に、奨学金を無利息で貸与する制度を実施しています。

◀ 奨学生の募集資格 ▶

以下の条件を全て満たす方を奨学生の募集対象とし、選考の上、奨学生の採否を決定します。

- (1) 学校教育法第 1 条に規定する高等学校、高等専門学校、大学又は法第 124 条に規定する専修学校（修業年限が 2 年以上の高等課程及び専門課程）に今年 4 月入学し、又は在学していること。
- (2) 保護者が申請時において過去 3 か月以上にわたり周南市に居住し、かつ、引き続き居住すること。
- (3) 他の奨学金（貸付又は支給）を受けていないこと。
- (4) 貸付が決定したときに連帯保証人が 2 人いること。
- (5) 申請者、保護者又は連帯保証人が外国人住民であるときは、在留資格（特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等のいずれか）があること。

◀ 奨学金の貸付期間、貸付金額及び募集期間 ▶

[貸付期間] 各学校の正規の修業期間を貸付期間とします。

[貸付金額]

学 校 区 分		月 額
高等学校 ・ 専修学校(高等課程) ・ 高等専門学校(第 1 学年～第 3 学年)	国公立	18,000 円
	私 立	24,000 円
大 学 ・ 専修学校(専門課程) ・ 高等専門学校(第 4 学年・第 5 学年、専攻科)	国公立 私 立	35,000 円

[募集期間] **5 月 8 日(月)～6 月 12 日(月)** (郵送の場合は当日消印有効)

≪ 奨学金の申請に必要な書類 ≫

以下の書類を募集期間内に提出してください。

注意！！

⑥の平成29年度（平成28年中）所得証明書は、**6月1日から**発行可能です。

証明書発行窓口 …… 市役所（課税課、市民課）、新南陽・熊毛・鹿野総合支所及び支所

（5月31日までに提出される場合）

①から⑤までの書類をあらかじめ提出してください。その後、**6月12日までに⑥所得証明書を必ず提出してください。**

（6月1日以降に提出される場合）

①から⑥までの書類を全てそろえて提出してください。

平成29年度に入学された方

- ① 奨学金貸付申請書（第1号様式）
- ② 出身校の学校長が発行する
推薦書（第2号様式）
 (例)
 高校に入学
 ⇒ 中学校長
 大学に入学
 ⇒ 高等学校長
- ③ 出身校の学校長が発行する
成績証明書（各学校の様式）
- ④ 在学証明書（各学校の様式）
- ⑤ 世帯全員の**住民票の写し**（続柄の記載あり）

左記以外の方

- ① 奨学金貸付申請書（第1号様式）
- ② 在学校の学校長が発行する**推薦書**
（第2号様式）
- ③ 在学校の学校長が発行する**成績証明書**
（各学校の様式）
- ④ 在学証明書 は **不要** です。
- ⑤ 世帯全員の**住民票の写し**（続柄の記載あり）

奨学生本人と保護者が別世帯のときは、それぞれの住民票を提出してください。

外国人住民の方は在留資格を証明する書類(特別永住者証明書、在留カードの写し)を提出してください。

⑥ 平成29年度（平成28年中）所得証明書

⑥ 平成29年度（平成28年中）所得証明書

証明書の年度にご注意ください。

奨学生本人 及び **保護者全員** の所得証明書が必要です。(所得がない方も)

◀ 奨学生採否決定の時期と通知 ▶

奨学金審議会にて選考を経て奨学生の採否を決定し、6月末ごろ選考結果を通知します。

◀ 奨学生決定者の提出書類 ▶

奨学生決定通知書が届きましたら、指定する期日までに次の書類を提出してください。

- (1) 誓約書【第4号様式】(決定通知書に同封)
- (2) 住所届【第5号様式】(決定通知書に同封)
- (3) 連帯保証人2人の印鑑登録証明書、市町村税完納証明書及び住民票の写し
連帯保証人が外国人住民であるときは在留資格を証明する書類
☆ 市町村税の滞納がある方、保証能力がない方(未成年者等)は認められません。
☆ 1人は保護者を、もう1人は保護者と別世帯の方をお願いします。

◀ 奨学金の貸付方法 ▶

毎月10日までに奨学生名義の口座に振込みます。

ただし、貸付初年度は、初回振込時に4月からその月までの合計額をあわせて貸付けます。

◀ 奨学金貸付の停止 ▶

休学したときは、その期間中の貸付を停止します。

◀ 奨学金貸付の取消 ▶

次のいずれかに該当するときは、奨学生の決定を取消します。

- (1) 保護者が周南市民でなくなったとき。
- (2) 他の奨学金(貸付又は給付)を受けるようになったとき。
- (3) 疾病等により卒業の見込みがなくなったとき。
- (4) 市が奨学生として適当でないと認めたとき。
- (5) 奨学生本人が貸付を必要としなくなったとき。

≪ 奨学金の償還方法 ≫

貸付を受けた奨学金は、下記により償還しなければなりません。

[据置期間]	貸付を受けた学校を卒業後1年以内の期間
[償還期間]	据置期間が経過した翌月から開始し、次の期間内に償還を終了すること ・ 高校又は高専(1～3年) … 貸付期間の 2倍 の期間 ・ 大学、専修学校又は高専(4・5年) … 〃 3倍 の期間
[償還方法]	納付書又は口座振替により <u>毎月末日</u> ※までに償還 ※ ただし12月は25日。また、土・日・祝日のときは翌平日

≪ 奨学生の義務 ≫

次のいずれかに該当するときは、速やかに届出てください。

- (1) 休学、復学、転学、退学、転居、改姓又は他の奨学金の制度を受けるようになったとき。
- (2) 連帯保証人に変更が生じたとき。

≪ その他の奨学金について ≫

下記へお問い合わせください。

公益財団法人山口県ひとづくり財団 奨学センター ☎ 083-933-4770

独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業相談センター ☎ 0570-03-7240

≪ お問い合わせ・申請書類の提出先 ≫

周南市教育委員会事務局
教育部 教育政策課
☎ 0834-22-8532

〒745-0004

周南市毛利町2丁目2番地

申請書類を郵送するときは、**奨学金貸付申請書類在中**と記載してください。

※ 新南陽・熊毛・鹿野総合出張所又は出張所(支所)へ提出することもできます。